令和5年度 「地域連携型学校防災体制等構築推進事業」における視察調査 実施報告書

宮城県立金成支援学校

| 視察先 | ·高知県立山田特別支援学校 |
|------|--|
| 視察日程 | 令和5年10月16日(月) |
| 視察内容 | 高知県立山田特別支援学校 1. 学校概要 高知県立山田特別支援学校は、高知県東部の特別支援学校(知的障害)の中心としての役割を担っている。海抜33.3m、海岸から約5kmに位置するため、地震による津波被害は想定されていないものの、登下校で運行するスクールバスは東部の海岸線を走り、発災時、運転手と乗務員のみでの避難誘導は困難を極める。また、寄宿舎での夜間早朝の時間帯に発災した場合も、数人の寄宿舎指導員のみでの避難指導となり、対応が難しいことが十分予想される。 南海トラフ巨大地震が30年以内に70~80%の確率で発生すると言われている中、被災する可能性が非常に高い児童生徒に、生き抜く力をつけることは教職員の責務であるとし、平成28年から防災教育を学校教育目標の柱とした。そして、児童生徒の生活自立や社会自立を目指した、系統的・継続的な教育の実践を、全校一体となっ |
| | て進めてきた。 高知県立山田特別支援学校 2. 視察の概要 (1)避難訓練見学 1 目的 ・スクールバス利用時の地震発生に際し、乗務員の指示に従い、速やかかつ安全に避難する方法を知る。 ・地震避難時における乗務員等の動きや役割の周知徹底を図る。 2 想定 8時35分に2分以上揺れが続く震度7の大規模地震が発生する。 3 訓練の流れ 8:30事前指導 — 8:35訓練開始 — 8:37バス降車及び避難場所への移動開始 — 人員点呼及び学校への報告 — 8:50訓練解除 |





発災と同時に、車内で防御姿勢を取り、揺れが収まった後に、乗務員 等の誘導によって、津波避難場所(グラウンド)に避難した。

(2)担当者との面談

○訓練の概要についての説明

- ・登下校中の避難訓練は、平成28年度から行って来た。(年に2回程度) 今年度は、登校時に校内で2回、下校時に校外(バス経路上)で2回実施した。(避難訓練の実施については、バスとの契約に入れている)
- ・訓練時、教師は基本的に見守りに徹し、必要に応じてバス介助員の要請 により、一般市民役として避難の補助に入るようにしている。

〇スクールバス会社、運転手、乗務員との連携の在り方についての説明

- ・スクールバスの契約時に、訓練及び実際の災害時の避難誘導を行う事も 条件に入れている。
- ・実際の災害時には、一般市民への援助要請も必要になるため、児童生徒 の特性も含めて説明できるようにしている。
- ・担任と介助員の間で、児童生徒についての情報共有を日常的に行っている。

〇非常持ち出し袋の準備についての説明

- ・各家庭で「非常持ち出し品チェックリスト」をもとに必要な物品をリュックサック等に入れて準備をしてもらい、学校で保管している。学期ごとに持ち帰って、内容の確認をしてもらっている。
- ・持ち出し品の保管については、転入学前の説明会で保護者に説明し、理解を得ている。

○学校安全部を含めた、校内体制についての説明

・平成 28 年度から、防災に限らず、学校安全を網羅的に担当する「学校 安全部」を設置した。

〇福祉避難所指定に関わる、地域との連携についての説明

- ・年に2回の会合を行い、地域との連携体制を深めてきた。
- ・近隣の小学校・保育園、行政、消防団、警察等と連携した津波合同避難 訓練を行ってきた。今年度は、地震・火災避難訓練に合わせて行う起震

車体験や煙体験を、近隣の保育園や地域住民に呼びかけて一緒に行った。

・近隣の小学校と小学部の交流及び共同学習では、今年度、高学年は防災 学習での交流を実施した。

〇防災学習単元系統表や防災教育の指導案及び教材についての説明

- ・身に付けたい力を 10 項目に分け、各項目を 5 段階に区分し、段階ごとに指導目標と指導内容、複数の単元例を示した「<u>防災学習単元系統表</u>」を作成した。*リンクをクリックすると、高知県立山田特別支援学校のホームページに移動します。
- ・防災教育の指導案は、校内ネットワークで共有し、児童生徒の実態に合わせて活用できるようにしている。

(3) 高知県立山田特別支援学校施設見学

- ・校舎内の備蓄倉庫
- ・教室や各種作業室、畑などの施設

備蓄品は、予算的根拠や用途によって、細やかに整理されている。





本校の防災教育に役立つ具体案

- ・登校時(スクールバス到着直後)の、災害等緊急事態に対応する訓練を、 次年度新たに行うに当たり、校内での共通理解を図る。
- ・安全指導につながる定期的な取組(シェイクアウト訓練等)の案を作成する。
- ・災害等緊急事態発生時に自主避難して来た人に対応するための体制 (開 放する部屋、役割分担等)を整える。
- ・自主防衛組織を周知徹底のうえ、避難訓練を行う。